

# 厚生常任委員会

平成24年5月23日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小林 誠	○宮崎 和彦	吉野 俊明
中西 和夫	辻 善次	里川宜志子
嶋田 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	総 務 部 長	西本 喜一
住民生活部長	乾 善亮	福 祉 課 長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	中原 潤	国保医療課長	寺田 良信
同 課 長 補 佐	田口 昌孝	健康対策課長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子	環境対策課長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	井上 究	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	清水 昭雄	同 課 長 補 佐	鎌田 裕之

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、吉野委員

委員長

おはようございます。委員の皆さまにはご苦労さまです。

全委員出席されておりますので、ただ今より、厚生常任委員会を開会いたします。

私が本年度の委員長を務めさせていただきます。なにぶんはじめての委員長ですので、至らぬ点多々あるかと思っておりますけれども、円滑な委員会運営が進みますように、委員の皆様方及び理事者の皆様方におかれましては、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

昨年度のメンバーから木田委員が抜けられまして、新たに吉野委員が加わりましたので、会議に先立ちまして、最初の委員会ですので、部長から異動のあった係長以上の職員及び新規採用職員のご紹介をお願いしたいと思います。 乾住民生活部長。

（ 職員紹介 ）

委員長

ありがとうございました。委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

（ 午前9時 3分 休憩 ）

（ 午前9時 4分 再開 ）

委員長

再開いたします。それでは、本日の会議を開きます。

本日、町長が公務のために欠席ということをお聞きしておりますので、初めに副町長の挨拶をお受けいたします。 池田副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、宮崎委員、吉野委員のお二人を指名いたします。お二人に

はよろしくお願いをいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに1. 継続審査案件であります(1)環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、3月定例会以後の状況につきまして、特に可燃ごみの委託処理の状況、そして、その可燃ごみの処理量に大きく影響いたします生ごみ分別収集モデル事業の状況についてご報告をさせていただきます。その後、今年の夏も電力不足が懸念されておりますが、地球温暖化防止や節電を考えるきっかけとして、緑のカーテンコンテストを開催しておりますので、その事業概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、可燃ごみの委託処理についてであります。

可燃ごみの委託処理への移行に伴い、廃止をいたしました斑鳩町衛生処理場ではありますが、去る3月30日(金)に、当時の宮崎厚生常任委員長様をはじめ、周辺4自治会の自治会長、役員等の関係者が見守るなか、嶋田町議会議長様、小城町長によりまして、焼却処理を停止する操作を行っていただきまして、昭和57年より30年間行ってまいりました可燃ごみの焼却処理に幕を閉じたところであります。

年度が替わりました平成24年4月2日からは、収集いたしました可燃ごみは、一旦、最終処分場内に設置をいたしました仮積替え作業場まで運搬し、そこで、処理を委託しております三重中央開発株式会社のコンテナに積替えられたのちに、三重県伊賀市の処理施設まで運搬され、焼却処理されているところであります。

4月の可燃ごみの処理量につきましては、338.63トンとなっております。前年度の同時期の処理量と比較いたしまして、量にして15.68トン、4.9%の増となっております。

処理量増加の原因といたしましては、曜日別で最もごみの量が多いのが、月曜日であります。平成24年度、最初の業務日の4月2日は月曜日であったこともありまして、4月の月曜日が昨年より1回多い5回であったことが大きな要因であると分析をしているところであります。

次に、可燃ごみの搬出状況であります。4月は延べ85台のコンテナ車が搬出してございまして、曜日別では、月曜日が6台、火曜日が5台、水曜日が1台、木・金曜日がそれぞれ4台ずつの搬出となっている状況であります。

最終処分場の手前20から30m付近の幅員が最も狭い町道部分につきましては、白石畑自治会より安全対策を求める要望をいただいております。現在、建設課におきまして、拡幅について、方法等を検討いただいておりますが、それまでの間の交通安全対策といたしまして、本年度より警備員1名を配置しており、地元車両優先の誘導等を行っていることもございまして、今日までのところ、事故等はもちろん、大型車通行によりまして危険を感じたとの苦情などもお聞きしていない状況であります。

今後も、当町の収集車はもちろん、大型のコンテナ車などは、安全走行に努めるとともに、処理量、コンテナの運搬台数などにも常に注視をしながら、可燃ごみ処理量の減少に向けた取り組みに努めてまいり、当委員会にも、定期的に可燃ごみの処理状況につきましてご報告を申しあげてまいりたいと考えているところであります。

次に、その可燃ごみの処理量に大きな影響を与えます生ごみの分別収集モデル事業の状況であります。

平成23年度におきましては、モデル自治会といたしまして、幸前、白石畑、並松の4連合、高安西団地、西の山住宅、東里の各自治会と、自治会組織こそまだされておられません。法隆寺東2丁目地域の計10自治会、864世帯に、各ご家庭単位でお取り組みいただいております154のモデル世帯を加えまして、1,018世帯でお取り組みをいただいたところであります。

当初、平成23年度におきましては、1,500世帯での分別収集を目指してございまして、残念ながら目標を達成することはできませんでしたが、協議を進めておりました神南自治会159世帯、幸進町自治会85世帯が

4月2日からモデル事業に参画をいただき、高塚町自治会72世帯も5月2日付でモデル事業に参画いただいているところであります。

このようなことから、昨日5月22日現在では、モデル自治会13自治会、1,180世帯、モデル家庭161世帯、合計1,341世帯でお取り組みをいただいているところであります。

平成24年度におきましては、2,500世帯での分別収集を目標としておりますが、現在のところ、紅葉ヶ丘、服部、五百井各自治会などでモデル事業への参画につきまして、自治会内で調整をいただいているところであります。

また、5月11日付で、まだお取り組みいただけていない自治会に対しまして、生ごみ分別モデル事業参画へのご依頼をするとともに、5月19日に開催されました自治会連合会総会におきましても、ご協力をお願いをしたところであります。

なお、平成23年度より環境問題学習会という名称を環境井戸端会議に改めまして、2か年計画で各自治会で現在開催をいただいておりますが、今回、新たに参画いただきました神南、幸進町、高塚町自治会は、その環境井戸端会議開催を機に自治会内でご協議いただけたこともございまして、やはり直接、住民の方々にご説明するのが、最もご理解をいただきやすい方法であることから、今年度におきましても、積極的に環境井戸端会議の開催をお願いし、生ごみ分別収集への参画を呼びかけていくこととされているところであります。

最後に、緑のカーテンコンテストの開催についてでございます。資料1で、開催計画をお示ししておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。本年も、夏の電力不足が懸念されまして、各地で節電対策が検討されておりますが、地球温暖化防止及び節電を考え行動するきっかけとして、家庭・公共施設・事業所において、ツル性の植物でつくる自然のカーテン、いわゆる緑のカーテンづくりを促進し、地球温暖化防止や節電に関する意識の向上を図ることを目的に、本年度、地球にやさしい生活推進協議会、通称エコるがと斑鳩町の共催によりまして、緑のカーテンコンテストを開催いたします。

すでに4月23日には、ゴーヤの種をつけました開催案内チラシを役場、

3 公民館、生き生きプラザ斑鳩の窓口で配布するとともに、5月号広報紙におきましても、開催案内チラシを折り込みいたしまして、また公共施設などでも、積極的にツル性の植物を植えて、コンテストのPRに努めているところでもあります。募集につきましては、緑のカーテンの設置状況がわかる写真と緑のカーテンにより得られた効果などの事項を記入のうえ、ご応募いただくこととしておりまして、最優秀賞、優秀賞をそれぞれ1点ずつ、佳作を数点選びまして、表彰を行うとともに、応募作品の展示なども行う予定であります。

なお、8月ごろには、緑のカーテンづくりでできたゴーヤを持ち寄っていただきまして、ゴーヤを使ったエコクッキング教室などの開催も計画しております。緑のカーテンづくりという初夏から盛夏にかけての取り組みを通じて、地球温暖化や節電に対して意識の向上につながればと考えているところでもあります。

委員の皆様におかれましても、緑のカーテンコンテストにつきまして、住民の方々にご周知いただければ幸いに存じますので、よろしく願いいたします。

なお、平成23年度のごみ・資源物の排出量、処理状況につきましては、6月定例会中の当委員会でご報告申しあげる予定にしておりますので、ご了解いただきますようお願いいたしまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
里川委員。

里川委員 生ごみのモデル事業なんですけれども、計画の数値に近づける努力を頑張っておこなっているということもよくわかるんですけど、ちょっとお聞きしておきたいのは、自治会連合会の集まりのほうに行ってお話もされているということなんですけどね。今、自治会たくさん抜けておられる自治会が増えてきてまして、自治会連合会のほうに加盟をされていない、地域で独自に自治会をつくっておられるというような地域もありま

す。そういうところの対応については、どんなふうを考えていこうとしているのか、結構な数になると思いますので、そういうところも。自治会連合会に加盟している自治会というのかなり減ってきているんじゃないかなど。うちの五丁町の自治会連合会でも、実際の世帯数の半分ぐらいしか五丁連合なんかに加入してないんですね。そういう実態がある中で、やっぱりこの問題やっていこうと思ったら、その辺無視でけん問題やろうというふうに私は思ってます。それとともに、皆と一緒にするというのもいいんですけども、個人的に頑張りたいというような方の掘り起こしなんかもね、もうちょっと積極的にやれないのかなど、その辺は町の方はどういうふうにはるのかなってというのが、ちょっと見えてこないものでね、その2点お尋ねしておきたいなと思うんです。

環境対策  
課長

まず、自治会連合会に加盟をされておりませんが、自治会組織をされておる、総務課に届け出をされている自治会につきましては、5月12日付で書面によりまして、生ごみの分別モデル事業の参画のご依頼をさせていただいております。あわせて環境井戸端会議の開催のご案内もさせていただいておりますので、自治会連合会に加盟されていなくても、町からそういうご依頼をさせていただいております。また、自治会での取り組みは困難でも、個人的に取り組みたいとおっしゃる方につきましては、現在も161世帯の方が取り組んでいただいておりますが、定期的に町広報紙でモデル家庭の募集をしておりますとともに、すでにもう取り組んでいただいている161世帯の方につきましては、どうぞ口コミでお友達を誘ってくださというお願いもして広げているところであります。

里川委員

総務課に届出をしている自治会があるということは、私もわかっているんですね。連合自治会の方には加盟してないけども。ところがまったくこうなんか静かに、そういう班組織も持たずに、やっではるような地域もあるんじゃないかなというのを感じているんですね。ですから、今、住民の皆さんの生活のあり方、形態がどうなっているか、動向もきちっとつかみながらですね、ごみの問題というのは、全住民に対して行っていかなければならない問題ですので、自治会というところに頼りすぎると、今の現状

から言えば非常に難しい、困難な問題がたくさん出てくる。担当におかれては、その分余計苦勞していただかなければならないということは、こちらでもよく承知はしているものの、でもやはり個人さんにも訴えかけていくということについては、もう少し意識を強く持って、やっていっていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

それとですね、確認なんですけれども、私ちょっと4月、5月、竹やぶの整理してて、竹なんかを搬入するのに白石畑まで持ち込みをさせていただいたんですけれども、コンテナの積み替えの作業も行われているので、すごく搬入する時間帯とか気遣うんですね、その辺なんですけれども、一応搬入できる時間帯としては、今まで衛生処理場に搬入していた時間帯ということで考えといていいのか、それと粗大ごみはあくまでももう衛生処理場で全部受け付けて、キロ何ぼで受け付けるようなものについては、白石畑のほうで受け付けるのか、その辺ちょっと線引きのほう、確認させていただけたらと思うんですが。

環境対策 基本的にはご家庭の持ち込みにつきましては衛生処理場に持ってきていただくということになっておりますけれども、大量の木くず、草類、袋に収納できないような大量の木くず、草類につきましては、そのみ直接、最終処分場の方に運搬をしていただくようお願いをしております。

持ち込みをしていただく時間につきましては、衛生処理場、最終処分場共に午前8時半から午後3時半まででございます。そして最終処分場につきましては、当然、重機とか大型車が行き来をしておりますので、係員の誘導に従っていただくようお願いをしたいというふうに思います。

里川委員 警備員もつけていただいて、事故のないようにしていただいているということでしたけれども、今後もこういう積み替え作業をするとともに、持ち込みのごみなんかを持って来られる方たちは、しょっちゅう来られてたら慣れておられるけれども、たまに行かれる方については慣れてない部分もあるだろうから、今後もそういうところについては、事故のないように注意をして、やっていっていただきたいと思いますので、お願いしておきます。以上です。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 6月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

(1) 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、また次の(2) 斑鳩町遺児福祉年金条例の一部を改正する条例について、また、(3) の斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、また、(4) 西和衛生試験センター組合規約の変更について、また、(5) 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、さらに、これと関連いたします、3. 各課報告事項の(1) 斑鳩町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則について、(2) 斑鳩町の請求者識別カードによる住民票の写し等の自動交付に関する規則の一部を改正する規則について、以上申しあげました7つの事件については、いずれも外国人登録法の廃止と住民基本台帳法の一部改正に伴い所要の改正を行うものですので、一括して説明を受けることにいたします。

それでは、理事者の説明を求めます。 乾住民生活部長。

住民生活 部長 それでは6月定例会の付議予定議案でございます(1) 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、(2) 斑鳩町遺児福祉年金条例の一部を改正する条例について、(3) 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、(4) 西和衛生試験センター組合規約の変更について、(5) 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、それと関連して、各課報告事項の(1) 斑鳩町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則について、(2) 斑鳩町の請求者識別カードによる住民票の写し等の自動交付に関する規則の一部を改正する規則につきまして、いずれも平成24年7月

9日付で外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律が同日付で施行されることに伴います条例の一部改正、規約の変更あるいは規則の一部改正でございますので、一括してご説明させていただきます。資料につきましては、資料2から資料6までと、資料8、資料9でございます。

まず、資料2の最後のページの要旨をご覧いただきたいと思います。

外国人住民の利便性の増進を図るため、外国人登録法（昭和27年法律第125号）でございます、が平成24年7月9日に廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）でございますが、同日付で施行されまして、外国人住民にも、日本人と同じく住民基本台帳法が適用され、住民票が作成されまして、その写しの発行が可能となります。また、外国人と日本人で構成する複数の国籍がある世帯についても、より正確に世帯構成を把握でき、世帯全員が記載された住民票の写し等も交付できるようになります。

このような改正が行われることから、この斑鳩町印鑑条例、それから資料3の斑鳩町遺児福祉年金条例、及び資料4でございます斑鳩町国民健康保険条例の条文中、外国人登録に関する規定を削除するなどの所要の改正を行うものでございます。

また、同様の理由で、資料5の、西和衛生試験センター組合規約及び資料6の奈良県後期高齢者医療広域連合規約につきましても、所要の改正を行うものでございます。

また、同じく同様の理由で、資料8の斑鳩町印鑑条例施行規則、及び資料9でございますが、斑鳩町の請求者識別カードによる住民票の写し等の自動交付に関する規則につきましても所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、この3つの条例改正と2つの規則改正につきましては平成24年7月9日としておりますが、西和衛生試験センターの組合規約の変更につきましては、組合町であります広域7町の協議が整った日からといたしまして、奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、県内の全市町村の協議が整った日からとしております。

それぞれの改正条文及び新旧対照表の説明につきましては省略させてい

ただきたいと思います。

以上で6月定例会付議予定議案でございます、（１）斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、（２）斑鳩町遺児福祉年金条例の一部を改正する条例について、（３）斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、（４）西和衛生試験センター組合規約の変更について、（５）奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、と各課報告事項の

（１）斑鳩町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則について、（２）斑鳩町の請求者識別カードによる住民票の写し等の自動交付に関する規則の一部を改正する規則につきましての説明とさせていただきたいと思います。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。

（ な し ）

委員長 それでは次に、（６）町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、理事者の説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、6月定例会の付議予定議案（６）の町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明を申し上げます。

恐れいりますが、資料7をご覧くださいませでしょうか。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

（ 専決処分書朗読 ）

国保医療 課長 それでは、同じ資料の最後のページをご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨をもってご説明させていただきます。

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成

24年度の地方税制の改正を内容とする地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月31日に公布されたことから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係ります居住用財産の買い換えの特例等につきまして、譲渡期限を3年から7年に延長する特例を規定するものでございます。

具体的に申しますと、東日本大震災の被災者等の負担軽減を図るために、国民健康保険税の所得割を賦課する場合において震災特例法に規定する被災居住用財産の敷地を譲渡した場合の、その課税の特例となる譲渡期限を3年から7年に延長するというものでございます。

その改正条例の施行日につきましては、平成24年4月1日としております。この条例改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成24年3月31日付けで専決処分させていただいたものでございまして、同法同条第3項の規定により6月議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 資料7の斑鳩町町国民健康保険、「町町」、町が2つ重なっておりますので、また訂正のほうよろしくお願いをいたします。

以上、6月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項について、(1)と(2)については既に説明を受けましたので、(3)町長専決処分について承認を求めることについて（平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について）、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、各課報告事項（３）の町長専決処分について承認を求めることについて（平成２３年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第６号））につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料１０をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、平成２３年度予算におきまして、医療費に要する給付の見込みが当初よりも増加したことから、一般被保険者療養給付費の補正を行ったものでございます。

まず専決処分書を朗読させていただきます。

（ 専決処分書朗読 ）

国保医療 課長 それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の５ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、歳入予算の補正についてでございます。

第２款国庫支出金では、第１項国庫負担金では、第１目療養給付費等負担金で、一般被保険者療養給付費の増額に伴い、医療給付費分現年分１，３６０万７千円の増額補正を行ったものでございます。

次に、第２項国庫補助金では、第１目財政調整交付金で、国庫負担金と同様の理由によりまして、医療給付費分普通財政調整交付金３６０万２千円の増額補正を行ったものでございます。

次に、第５款県支出金 第２項県補助金では、第１目財政調整交付金で、国庫負担金と同様の理由により、医療給付費分普通財政調整交付金２８０万１千円の増額補正を行ったものでございます。

６ページをお開きいただけますでしょうか。次に、第１０款諸収入 第２項 雑入では、第７目歳入欠かん補填収入で、今回の予算補正において歳入額が歳入額を上回ったことによって不足する財源を歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので、２，００１万１千円の増額補正を行ったものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

７ページをご覧くださいませでしょうか。第２款保険給付費 第１項療

養諸費 第1目一般被保険者療養給付費で、平成23年度予算におきまして、医療に要する給付の見込みが当初よりも増加したことから、負担金補助及び交付金4,002万1千円の増額補正を行ったものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

国保医療課長 本補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日付けで専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定によりまして6月議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

以上簡単ではございますが、町長専決処分について承認を求めることについて(平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号))につきましてはのご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。里川委員。

里川委員 これはね、数字こういうふうに出てきているのはもう仕方がない話なんですけれどもね。ただ、子ども医療費のほうかって、だいぶ1千万ぐらい補正予算組んだりとかして、どうも保険給付が増えているなど、増加傾向強いなというふうに感じているんですね。で、インフルエンザもこないだの冬やったら2種類の型で流行って、1回なってまた後からなってみたいなね、そういうこともあったり、今またね、おたふくかぜとか、そういう感染性の病気にかかっている子どもがおったりね、するんですよ。こういう感染性の病気というものをどう防いでいくのかという意識についてもね、たぶん国保医療課なんかも後期高齢のほうの事務もあって、数字に追いかけて、ついつい数字の方を見てしまうと思うんですけれども、私はできるだけ、もともと昔は保健センターのほうの、健康対策課も一緒に

国保のほうも、ひとつの課でやっていたという昔の経過もございますので、もっと連携をしながら、そして保健センターは保健センターで現状を把握しながらね、そしてやっぱり国保の医療費高騰、給付費抑えるっていう意味の町民に対する働きかけ、どうすれば予防できるかっていうのをね、効果的な広報の仕方とか、両方の課で相談しながら、ぜひともまた取り組んでいっていただいて、できるだけ給付費を抑えていきたいなど、私たちもそういうふうな見方をしているんですけどね。担当のほうでもまた24年度についてそういうふうな取り組みを強化してほしいと思っているんですけども、どうでしょう。

委員長

池田副町長。

副町長

今質問者がおっしゃいました。確かに昔一緒でした。これが課が分かれても例えば保健センターでも毎月の広報を見ていただいたらわかりますように、保健センターの枠を必ず毎月とっております。その中で健康についての、毎月、特集、特集をやって、その啓発に努めております。で、またいろんな場、講演会がございます。その中でもやはり健康に留意し、またいろんな感染予防、また健診も受けましょうという大変な広報をやっております。一方で、国保医療課につきましては、これはもう高齢者のみならず、国保の加入者に対しても当然医療費が相当高騰しておりますので、注意してください、またそのためには健診を必ず受けてくださいという広報もやっておりますし、今年度から国民健康保険加入者の、例えば健診ですと、増やすために集団健診、土曜日に保健センターで行うと、こういういろんな取り組みをやっておりますので、これらをさらにもっとよい方法があれば、他町村でよい方法があれば、これらも取り入れて、やはりこれら取り組んでいきたいと思っております。

あともう1点、子どもの医療費でございます。予算委員会的时候でも他の委員さんから、子ども医療費やったはいいいけど、あまりよすぎて、すべてただやからあまり使いすぎている面もあると。確かにあるんです。薬ばっかり家に残っておられる方も確かにあります。これらについても、やはり考慮して行って、やはりそういうことのないように、それらについて

は努めていきたいと考えております。今、子ども医療費では斑鳩町に限らず、他の、例えば東京都内でも、子ども医療費全額無料にしたために、ぐっと上がったという例が出てきてあるんですわ、事実として。これはやはり子どもさんここで治れへんだら、例えば2日で治れへんかったら、お医者さん変えて次の病院へ行こうかというのは、これは親の心情です、これは理解できます。できるけども、それ以上にやっぱりやっておられる方は注意してくださいという広報もしながら、健康については十分力を入れていきたいと考えております。

里川委員 今、予算決算の委員会の中での事例を例に、副町長出してくれはったんですけど、私は自分のまわりの若いお母さん方の対応を見てまして、決して薬の袋が積んでいるような状況というのは、私自身は感じてません。それよりも逆にそういう感染性の病気をどう軽く過ごせるか、重度にならないか、そしてまた人にうつらないように気をつけるか、人からうつされないように気をつけるか、こういうことを若いお母さん方がもっとね、誰も好きで病気になる人はいてない、なんぼただでもね、医療費かかれへんって言ったって、好きで病気にかかる人はいないと思いますんで、やっぱりならないことを前提に、ならないように気をつけましょうということについての強化をね、今後やっていただきたいと。今、副町長もちょうどおっしゃっていただいたので、全国的ないろんな先進的な取り組みであったり、そういう医療費の高騰を抑えるために、いろんな例をまた研究していただいて、私が申しあげたのは、やっぱり課が分かれてても、前から言ってますように、行政の縦割りの考え方ではなくて、課が分かれていても、やはり関係する課は協力をして取り組みを強化するということは必要なことだと思いますので、また今後そういう形でお願いしたいと思います。

副町長 今も十分連携いたしておると認識しておるんです。例えば保健センターは保健センターではなく、やはり保健センターは健康づくりとそして当然感染症を広げないために、保育園でこういう感染症が流行ったらこうなさいよと、当然指導しております。幼稚園でも学校でも同じです、それをやっておりますんで、なお一層留意しながら進めてまいりたいと考えてお

ります。

委員長 次に、（４）町長専決処分について承認を求めることについて（平成２４年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について）、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項の（４）の町長専決処分について承認を求めることについて（平成２４年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号））につきまして、ご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、平成２３年度の医療に係る費用等の歳出が、歳入を上回ることとなり、歳入欠かんを生じることから、地方自治法施行令第１６６条の２の規定により、平成２４年度からその不足額を繰上充用するものでございます。

現在、出納整理期間中でありまして、繰上充用額の見込額の確定は、これから精査することになりますけれども、現時点での前年度繰上充用金は４億６，４６７万円程度と見込んでおりまして、その結果、補正後の予算総額は３５億２，４６７万円程度となるものと見込んでおります。平成２３年度会計の収支見込みにつきましては、単年度収支において保険給付費等の増によりまして約２，４００万円程度の赤字となる見込みでございます。

本補正予算につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定により、５月末までに専決処分させていただき、同法同条第３項の規定によりまして、６月の町議会定例会において報告を申しあげ、ご承認をお願いしてまいりたいと考えております。なお、予算補正の額につきましては、現時点での見込みでありまして、今後若干の変更が生じることも考えられます。そちらについては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、町長専決処分について承認を求めることについて、平成２４年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてのご説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(5)平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長 それでは、住民生活部所管にかかります一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、資料11をもとにご報告をさせていただきます。

まず1番上、第4款衛生費であります。まず、第1項保健衛生費関係の火葬場周辺対策事業で、三井自治会要望事項の農業用水路の整備につきまして、当初、平成24年度予算で計上させていただく予定でありましたが、平成23年度の国の補正予算によりまして、土地改良事業国庫補助が活用できることとなりましたことから、平成24年3月定例会におきまして増額補正をさせていただき、平成23年度中の事業執行が困難なことから、事業に伴います地元負担分の補償金97万1千円を繰越しさせていただいてものであります。

次に、第2項清掃費関係の衛生処理場周辺対策事業でございます。

こちらにつきましても、高安自治会要望事項の農道整備につきまして、当初、平成24年度予算で計上させていただく予定でありましたが、平成23年度の国の補正予算によりまして、土地改良事業国庫補助が活用できるようになりましたことから、平成24年3月定例会におきまして増額補正させていただきました。平成23年度の事業執行が困難なことから、事業に伴います地元負担分の補償金398万6千円を繰越させていただいたものであります。

以上で、住民生活部にかかります平成23年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)のご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたしま

す。

( な し )

委員長 次に、(6)斑鳩町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付要綱について、理事者の報告を求めます。植村福祉課長。

福祉課長 それでは(6)斑鳩町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱についてご説明を申しあげたいと思います。資料の12をご覧くださいと思いますが、その末尾の要旨をもってご説明をさせていただきたいと思います。要旨を読ませていただきます。

( 要旨朗読 )

まず、1.主な内容でございますが、まず(1)といたしまして、この要綱で日常生活用具の給付を受けられる者は、町内に住所を有する在宅の小児慢性特定疾患児であります。慢性特定疾患児といいますのは、児童福祉法第21条の5に規定いたします厚生労働省が定める慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療護を必要とする児童等でありまして、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める程度のものであるということでございます。このような方が、他の制度により同様の給付等を受けていないものであって、各用具ごとに別表1で規定するものであるというふうに示させていただいております。

(2)といたしまして、用具の給付を受けようとする時は、小児慢性疾患児またはその保護者が小児慢性疾患の医療の給付を受けていることを証する書類を添えて、町長に申請することといたしております。

(3)といたしまして、町長は、身体的状況、経済状況、家庭環境及び住宅環境について必要な調査を行いまして、用具の給付の可否を決定することといたしております。また必要な場合は、診断書の提出を求めることができることといたしております。

(4)といたしまして、利用者は用具1件につき、世帯階層区分に応じ

て定める負担金を負担することといたしております。ただし、用具の価格が基準額を超える時は負担金に加えて、用具の価格と当該基準額との差額を負担することといたしております。

施行期日につきましては公布の日から施行したいというふうに考えております。

これまで、慢性特定疾患児に係ります日常生活用具についてのご相談というものがありませんでしたけれども、このたび、慢性特定疾患児の入院している病院から、この事業を実施しているかという照会がございました。この事業の必要性を町といたしまして検討いたしまして、すみやかに事業を行うことが必要であると考えまして、このたびこの要綱を制定しようというものでございます。なお、予算につきましては、障害福祉費をもって充てることを予定をしているものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、斑鳩町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱についての説明といたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 そういう調査があって、それに応えるべくこういう要綱をつくるということは、前に向いているということで、大いに結構なことなんです、小児慢性特定疾患児っていうのは、特定疾患って定められている、ここにも書いているようにね、定められているものと、こういう問題ってまだ定められていないものもありますでしょ、そういう難病みたいな形であれやけども、それを特定疾患とするというような形にするのか、こっちにいくのかその振り分けが、まだ定まっていないというような、特別な、なんていうのかな、例えば病院が認めるとか、町長が認めたらそういうふうに該当させることができますよって、この小児慢性特定疾患児として該当させることができますよという、ちょっと幅を持たせた内容っていうのになっっているのかどうかということと、もう1点ちょっと気になったのは、この要旨の中の(3)に書かれてました、1の(3)に書かれてました経済状況というところなんですけれども、ということはある一定の所得制限、いわゆるい

ろんな制度に伴う所得制限ですね、この所得制限というようなものを考えているのかどうか、ちょっとこの辺の考え方について教えてほしいなというふうに思います。

福祉課長　　まず慢性特定疾患児の対象ということでありまして、現在考えておりますのは、厚生労働省におきまして、慢性特定疾患治療研究事業というのがありまして、これが514疾病あるということです。代表的なものとしたしましては小児がんでありますとか、慢性腎炎などが代表的なものと言われてますけれども、この研究対象の事業の患者さんということに限定をさせていただいております。

次に経済状況を考えて決定ということでありまして、これはいわゆる利用者負担額のことでありまして、例えば、場合によっては必要な品目の価格が、利用者負担額よりも低いという場合には、結果としてこの日常生活用具の給付に至らない場合もあるかもしれませんので、そのことも踏まえてのことです。ですから所得制限があるからだめですよということではなくて、利用負担をしていただく額についても決定をしなければならないので、そういうことということで、ご理解いただきたいとします。

委員長　　それでは次に、(7)平成24年度以降の児童手当について、理事者の報告を求めます。植村福祉課長。

福祉課長　　それでは、(7)平成24年度以降の児童手当についてご説明を申し上げます。

すでに委員の皆様もご承知かと思っておりますけれども、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法で実施されておりました子ども手当がこの3月末日をもって期限を迎えました。

その代わりといたしまして、児童手当法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されまして、平成24年4月1日から施行となり、再び児童手当が支給されることとなったものでありまして、この改正による新たな児童手当の概要について説明をいたしたいと思っております。

資料の13をご覧くださいと思います。平成24年度4月以降の児

児童手当制度の概要ということでまとめさせていただきましたが、支給月額につきましては、ご覧のとおり15,000円から10,000円ということで子ども手当と同額でございます。ただし、一番下でございますが、所得制限額以上、これは平成24年6月手当分から適用されますけれども、一定の所得制限を設けて、それ以上の金額の所得を受けておられる世帯につきましては、1人につき5,000円ということが新たに設けられたものでございます。

その所得制限でございますが、24年6月手当分から適用ということで、扶養親族等の数によりまして、そのご覧の表に載せさせていただいた金額が所得制限額ということになっております。新聞報道等で、よく父と母、子ども2人で960万円の収入という部分につきましては、この表におきましては扶養親族等の数の3人の所得、736万円という部分がそれにあたるところでございます。費用の負担でございますけれども、ご覧の表のとおりとなっております。対象ごとに、国、都道府県、市町村の負担割合が変わっております。原則といたしましては、国が2に対しまして、地方が1という割合で負担することになっておりまして、市町村におきましては全体の6分の1を負担するというのが原則となっております。

また支給要件でございますが、前回の23年10月から適用されました下記の条件については引き続き実施することといたしております。子どもの国内居住要件を求めること、また、児童養護施設に入所している子どもに対しましても手当を支給すること、さらに生計を同一する者が複数いる場合には、子どもと同居している者に優先的に支給をするということ、あるいは学校給食費等も手当から納付できる仕組みとなっていることについては、引き続きこの児童手当でもこの要件を引き継いでおるという形でございます。

施行時期については、平成24年4月1日でございます。

実際の支給についてでございますけれども、6月に、2月と3月分の子ども手当と、4・5月分の児童手当を同時に支払うことといたしております。

なお、子ども手当の受給権者は、4月以降の児童手当の受給の認定を受けた者とみなされますので、そのまま受給権者となっておりますが、6月

には、従前の児童手当と同様、現況届を提出していただく必要がありますことから、現在、担当におきまして、その事務に取りかかっているところでございます。

また、平成23年10月以降の子ども手当について、当初、平成24年3月31日までだった請求の猶予の期間につきまして、このたび、24年の9月30日までと延長になりました。このことから、平成23年10月1日において支給要件に該当している場合は、今年9月30日までに請求を行えば、去年の10月分に遡及して支給されるということになったものでございまして、現在これに該当するといえますか、まだ前の子ども手当での請求をされていない方につきましては、現在2名でございます。で、その2名につきましても、請求をいただくよう、今後も呼びかけてまいる所存でございます。

以上、平成24年度以降の児童手当の説明といたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(8)平成23年度国民健康保険税の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 それでは、各課報告事項の(8)の平成23年度国民健康保険税の不納欠損処分の状況につきましてご報告をさせていただきます。

恐れいりますが、資料14をご覧くださいませでしょうか。

平成23年度国民健康保険税の不納欠損事由別内訳表の一番下の行でございます。

平成24年3月31日付けで、地方税法の規定に基づきまして、徴収することが不能なものにつきまして、合計で1,576万9,805円の不納欠損処分を行っております。実人数では165人となっております。

この内容を事由別にご説明申しあげますと、はじめに、地方税法第15条の7第4項で、滞納処分の停止が3年間継続しまして、納付、納入義務

が消滅するものでございます。具体的には、滞納処分することができる財産がないとき、滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、滞納者の所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるとき、こういった場合は、滞納処分の執行を停止することができます。その後3年間状況が変わらない場合は、納付、納入義務が消滅をいたします。この事由によりまして、不納欠損処分を行ったものは23人、378万5,500円となっております。

次に、地方税法第15条の7第5項で、これは滞納処分する財産がなく、納入する義務を消滅させたものでございます。具体的には、執行停止をした場合、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに消滅させることができるものとなっております。この事由によりまして、不納欠損処分を行ったものは4人で、205万3,300円となっております。

次に、地方税法第18条第1項でございます。これは消滅時効にかかるもので、時効が5年でございますけれども、徴収権が消滅したものでございます。この事由により不納欠損処分を行ったものは138人で、993万1,005円となっております。

恐れいたしますけれども、資料の2枚目をご覧くださいませでしょうか。

この表は、平成23年度の不納欠損の年度別の納税者数と金額をあらわしたものでございます。表の一番下の欄に件数と複数年次にまたがっているものがございませことから実人数を記載をさせていただいております。

次に資料の3枚目をご覧くださいませでしょうか。この表は、不納欠損の状況につきまして、平成18年度からの推移をあらわしたものでございます。

平成23年度の不納欠損処分額を前年度と比較しますと、平成22年度の3,403万8,214円に対しまして、1,826万8,409円の減となっております。

皆さんご存知のように、国保税につきましては、被用者保険の加入者が一定した所得を安定的に得られる者がほとんどであるのに対しまして、国保保険者はそれ以外の者、低所得者や無職者など所得が不安定な者を多く抱えるという構造的な問題等から収納率が低くなっております。それが滞

納の原因のひとつとなっています。

しかしながら、単に時効により不納欠損とすることは、税負担の公平性の観点から問題がございますので、滞納整理につきましては、被保険者と接触する機会をより多く確保いたしまして、納付相談や納付指導を密にすることが大切だと考えております。国保税の滞納している中には、納付能力があるにもかかわらず、国保税を納付しない方もおられます。そうした方には催告を実施しておりますけれども、何度催告を実施しても自主的な納税がない場合は、強制的な手段で納税に導かなければならないと考えております。

平成23年度の差押え等の滞納処分の実施状況は、差押えで5件、交付要求で7件で、滞納額460万5千円を処分しておりまして、これらのうち換価または配当のあったものは3件で、60万7千円となっています。

今後も不納欠損処分につきましては、ノーチェックで消滅時効を迎えることのないように、滞納者の実態調査を十分行いまして、税負担の公平性が損なわれることのないよう適正な処理に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 私ね、ひとつだけ気になっていたんがね、後期高齢者医療制度が始まった時に、結局国保に加入していた人が、国保、75歳になってね、国保出て今度後期高齢に行って、保険そのものが変わるでしょ。変わっちゃうので、新たに入った方の保険料を納めながら、国保のほう、滞納していたやつを放っておくというようなね、そういう現象って起こりやすいのとかやうかなって、逆にね、起こりやすいのとかやうかなと、そういう場面ってないのかなって、そういう場合はどんなふうになっているか、また斑鳩町の状況としてはそういう状況、どんなふうな状況になっているかなってうの、わかる範囲で結構です。

国保医療 今、委員さんが申されましたように、年度途中で国民健康保険の被保険

課長 者から後期高齢者医療の被保険者に変更された場合、当然その人につきましては同じ年度で2つの税または料がかかってきます。当然、今見てみますと何人かそういう方がおられまして、滞納をされておられる方もおられます。そういう方につきましては、自宅訪問をして納付相談を行いまして、分割納付で現在納めていただいているところがございます。

里川委員 私、入る保険が変わってしまったら、人間って無責任にね、前の保険もうええかみたいなの、そんな認識になってはるような方も出てきているのと違うかなと、ちょっと心配があったんでね。そこら辺の整理、払う能力のある方からは、きちっと払っていただくという事は大事なんで。それともう1点、国保の場合はいろいろあると思うんですけども、結構、住所をばっつと変えて、そして別のところへ行きはって、こっちの斑鳩町から出て行つといて、斑鳩町の放っておくみたいな、そんな現象も、以前から、ちょこちょこ見受けられているような気もするんですけども、現在この今回出てきてる不納欠損の合計数165出てますけども、この内、もうすでに町外に出てしまっておられる方というのは、参考までに、どれぐらいいらっしゃるんですか。

国保医療課長 今回の不納欠損処分をいたしました実人数で165人のうち、町外に転出された方が81人おられます。その方につきましては、以前からその転出された市町村におきまして、実態調査ということで所得のそういう調査をかけておりますけども、なかなかあがってこないのが実状でございます。

里川委員 やっぱり、半分ぐらいそういうケースがあるんだなということで。いろいろ大変ですけども、やっぱり国保高いですから、私らかて払うの大変やなと思いつながら払ってますけれども、でもやっぱり払える能力ある人からは、やっぱり払っていただける努力は続けてやっていっていただきたいと思つます。以上です。

委員長 他にございせんか。

( な し )

委員長 次に、(9)平成23年度介護保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 (9)平成23年度介護保険料の不納欠損処分についてでございます。  
資料15をご覧いただきたいと思いますが、説明の前にまことに申し訳ございませんが資料の一部に誤りがありますので、訂正をお願いいたしたいと思っております。まず1枚目の下段に表のタイトルでございますが、平成23年度 不納欠損の年度別金額の不納の「納」という字が能力の「能」となっております。納めるという字、納付の「納」でございますので、ご訂正をお願いいたしたいと思っております。めくっていただきまして、2ページ目でございますが、同じように不納欠損の状況のタイトルの不納欠損の状況というところの不納の「納」がやはり能力の能となっておりまして、納めるという字に改めていただきたいと思っております。まことに申し訳ございません。

それでは説明をいたしたいと思っております。平成24年3月31日付けで、介護保険法の規定に基づいて徴収することができなくなった介護保険料、実人数として160人分、696万1,895円を欠損処分いたしました。

事由につきましては、全件、介護保険法第200条第1項に規定いたします消滅時効によるものでございます。これらの不納欠損処分を行った者は、滞納が発生したときから督促状、催告状等で納付を促してまいりましたが、納付を得られないまま2年の時効が成立いたしまして、徴収権が消滅してしまったため、この度、不納欠損処分を行ったものでございます。

下段の年度別金額の内訳でございますが、19年度から21年度にかけての分ということで、696万円強の不能欠損ということでございます。

資料の2枚目でございますが、上の表の過去5年間の推移ということで、平成18年度以降の不納欠損を行いました金額等を書かせていただいております。この平成23年度におきましては、平成22年度と比較いたしますと、実人数で5人、金額で99万7,195円の増となっております。

このことについて、前年度と比較いたしますと、滞納の納期が3期以上

に渡る被保険者が多かったこと、あるいは高額な保険料段階の人の滞納が多かったことなどが、人数に比べまして金額が多くなった主な原因であるというふうに考えているところでございます。事由別につきましては消滅時効ですので、上の表と金額と同じでございます。介護保険料におきましても、保険料の納付の公平性から毅然とした態度をとってまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、平成23年度の介護保険料の不納欠損処分についての報告といたします。何卒ご了解いただきますよう、よろしく申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 里川委員。

里川委員 ちょっとこの際ですのでね、お尋ねしておきたいんですけども。介護保険の場合ですね、滞納されていた方がお亡くなりになるというケースなんかもあるんじゃないかなと思うんですけども。被保険者がお亡くなりになった場合のその以前にあった滞納っていう処分の仕方はどんなふうにされているのか、お尋ねしておきたいと思っております。

福祉課長 原則として、相続人、代表相続人の方にその方の保険料を納めていただくようお願いをいたしておるところでございます。

里川委員 その代表相続人さんと話をして、だいたいそれでうまく保険料というのが収納できているのかどうかっていうのも、すごく気になるんですけども、こういうふうな不納欠損するところにも、そういう例が入っているのかなというふうなことも、ちょっと気になっているんですが、どんな割合であるのかなというのも思うんですが、もしわかれば結構ですが、数字的に押さえておられたら。

福祉課長 申し訳ございませんが、今数字としては押さえておりませんが、係りがそういう保険証を返していただきますので、その届け出の際、お話をする中では、やはり納めにくいとおっしゃる方が多いというふうには聞

いております。

委員長 次に、（１０）平成２３年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 それでは、各課報告事項の（１０）の平成２３年度後期高齢者医療保険  
課長 料の不納欠損処分の状況についてご報告いたします。

恐れいりますが、資料１６をご覧くださいませでしょうか。

平成２４年３月３１日付けで、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づきまして、徴収することが不能となった者は実人数で１４人、金額で１６１，９００円となっております。

事由につきましては、全件、高齢者の医療の確保に関する法律第１６０条に規定されております消滅時効による不納欠損でございます。

これらの不納欠損処分を行った者は、本人の死亡により相続する者がいない者、人数にしますと６人でございますけれども、また滞納の発生した当初から督促状、催告書等で納付を粘り強く促してまいりましたけれども、本人の病気等で納付交渉が長期化し、納付していただけなかったものなどで、それらの時効完成分につきましては徴収権が消滅したものでございます。

今後も、後期高齢者保険料の不納欠損処分につきましては、高齢者ということも鑑みまして、その滞納の整理につきましては十分注意をいたしまして、ノーチェックで消滅時効を迎えることのないように、適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 それでは、次に、（１１）いかるがの里クリーンキャンペーンの開催について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、すでに委員の皆様にもご参加のご依頼をさせていただいておりますが、平成24年度のいかるがの里クリーンキャンペーンにつきまして、お手元にお配りしております緑色の開催案内のチラシをもとにご報告させていただきます。

今年度のクリーンキャンペーンの開催日につきましては、環境省で定めております6月の環境月間の最初の日曜日であります6月3日に開催をさせていただきます。今年度におきましても、昨年と同様、町内27か所、チラシの裏面に集合場所を記載しておりますが、町内27か所の集合場所を設けまして、ご自宅や自治会から近い集合場所でごみ袋等を受け取ってから、清掃活動を開始していただきまして、白石畑公民館、三井観光自動車駐車場、上宮遺跡公園、斑鳩町役場、いかるがホール、西公民館の6か所のゴール地点まで清掃活動を行っていただきます。なお、自由に町内を清掃いただく方法に変更いたしましてから、4回目の開催になりますが、目指すゴール地点が決まっていないと、どこを掃除すればいいのかわからないという意見もいただいておりますので、今回、目指していただくゴール地点6か所を設けまして、さらに集合場所ごとにゴール地点までの推奨コースを何コースか設定をいたしまして、当日、受付で地図をお渡しして、スムーズに活動いただけるようにしようと考えているところであります。なお、清掃活動の時間は、午前7時半から午前9時の範囲内といたしまして、当日、雨天の場合は中止となりまして、その場合、町内を広報車で巡回し、お知らせさせていただく予定にしております。

また、清掃活動が終了いたしました午前9時から正午まで、役場の正面駐車場で、大変ご好評をいただいております「くりかえし使ってくれてありがとうき（陶器）市」を開催し、陶磁器類・ガラス製食器のリユースの推進を図ることとしておりまして、同時に、斑鳩産の農産物の直売、あるいは堆肥の無料配布なども行う予定にしているところであります。

委員の皆様におかれましても、ご家族などお誘い合わせのうえ、クリーンキャンペーンにご参加いただきますようお願い申しあげまして、6月3日開催のいかるがの里クリーンキャンペーン開催のご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 それでは他に、理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。 西梶健康対策課長。

健康対策 健康対策課から2点ございます。

課長 まず1点目は、生き生きプラザ斑鳩の敷地内全面禁煙についてでございます。生き生きプラザでは、たばこは健康に与える影響は大きく、受動喫煙の危険性を考えると個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、斑鳩町健康増進計画におきましても取り組んでいるところであります。

生き生きプラザ斑鳩では、オープン当初から施設内全面禁煙を実施し、喫煙場所も入口付近から、さらに離れたところに移動し、周囲の方が、たばこの煙の害を受けないよう、段階的に受動喫煙防止に取り組んできたところであります。しかしながら、最近、利用者の方からたばこの臭いがするなどの声があり、また、妊産婦や乳幼児が来館されることも多いことから、禁煙対策にこれまで以上に積極的に取り組む必要があると考えており、広報、町ホームページ等で周知を図り、7月1日から駐車場も含め敷地内全面禁煙とするものであります。保健・福祉の拠点である生き生きプラザ斑鳩から、健康についての情報を発信して、住民皆様の健康づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2点目は不活化ポリオワクチンについてであります。

厚生労働省は、平成24年4月27日にポリオの単独不活化ワクチンの製造販売を承認いたしました。今後、予防接種実施規則の改正などに着手し、今年9月1日から定期接種として実施できるよう進めていくとしていきます。詳細につきましては、まだ明らかになっておりませんが、接種方法の変更も考えられますので、町医師会の先生方にご相談申し上げ進めてまいりたいと考えております。なお、接種方法が変更になれば、予算不足が

生じますので、補正予算を計上させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。また今後、接種方法等が、正式に決まれば、未接種者を含め、対象者に個人通知を行うとともに、広報でも接種勧奨を行い、ポリオの感染予防に努めてまいりたいと考えております。

以上で、生き生きプラザ斑鳩の敷地内禁煙についてと不活化ポリオワクチンについての報告とさせていただきます。

委員長　　今の健康対策課からの報告について、何かご質疑、ご意見がありましたら。　里川委員。

里川委員　　不活化ワクチンについては、私はもう今まで何度かいろいろお尋ねしていた経過もありますので、今、課長の報告を聞いておりましたが、そしてまたいろんな報道を見てみても、まだきちっと決まってへん部分もあるんであれなんですけど、ただ、生ワクやったら嫌やけども、不活化やったら接種したいという、そういう思いで待ってはった人だっているやろうし、そしてまた生ワクが接種率がどうなっているかわからないんですけども、生ワク途中接種の人があと残りを不活化にいくと、これ接種回数も違ってきますのでね、その辺の対策ですね、わかりやすく、若いお母さん、特に1人目のお子さんなんかやったらわかりにくかったりするし、それと期間を、一定の期間、今まで集団でやってきてますので、そこから形を変えていくとなった時の、若いお母さん方の戸惑いとか、わからないこととかいろいろ出てくる、把握しにくいというような状況も出てくると思うんで、その辺、特に気をつけて斑鳩町の子どもさんたちを守るためにいい方向にやっていっていただく事業ですので、皆さんによくわかるように広報していただきたいということ、できるだけきちっと受けていただけるように、接種率のほうも、今以上に上げていっていただけるようにしていただけたらというふうに思っておりますので、今後の動向を私も見ておきたいというふう思いますので、努力して行ってください。以上です。

委員長　　他に何かございませんか。

( な し )

委員長

それでは私のほうから今の禁煙についてひとつ。よく大きな公共施設が禁煙、施設内禁煙になると、よくすぐにいろんな住民さんからの苦情がきます。というのもやはり大きなところで施設内禁煙にすると、外で吸うことが増えるのと、また通勤者の方がその場所に向かってたばこを吸いながら歩く、特定の場所にごみが、灰がらが落ちているということで、必ず苦情がくるんですけれども。町内の生き生きプラザという規模ですので、通勤状態を見させていただくとそれほど苦情は来ないかと思うんですけれども、生き生きプラザの敷地内から1歩、数十センチ踏み出したところで、もしも職員さんがたばこを吸っていたら、それはどういうふうに、そういう場合はどうなるのかなと思ひまして。今、どんどんどん、大阪府内で問題になってますけれども、一度こういうふうに敷地内禁煙と決めたのに1歩踏み出した、ただ数歩踏み出しただけで、職員さんがたばこを吸っているのかというと、私はだめだと思っておりますので、そこら辺の指導はどういうふうにされているのか。

副町長

今、極論的なご質問をされましたが、学校でも敷地内禁煙です。学校の先生外へ出て吸っておられます。やはり、それにつきましては自分の仕事の支障のない範囲で敷地外で吸われることについて、これについてどう処分するか、処分基準というものは作っておりませんが、これは認めるのか、吸ってもいい場所ですので、当然放ったらあきませんよ、携帯の灰皿を持って吸っていただく、それよりあとは、もうその人の良心に任せていくということになってこようかと考えておりますので。

委員長

私、たばこ吸いませんけれども、そういうふうなだったら、きっちりと、敷地内の端っこに職員さん用の喫煙場所を設けてもいいのかなと思ひてしまってますけどね。それは個人の意見として言わせていただきます。

それでは、他に理事者のほうから、何か報告はございませんか。

乾住民生活部長。

住民生活  
部長

社会福祉協議会の関係で、2点ご報告させていただきたいと思います。  
まず、1点目でございますけれども、社会福祉協議会の本年4月1日付の人事異動がございまして、3月31日付で前・植村常務理事兼事務局長が退職をいたしましたことに伴いまして、その後任として事務局長に、次長でございましたけれども、松村敦子が事務局長に就任をいたしております。  
それから社協の内部の組織でございますけれども、これまで総務係と地域福祉係が分かれておりましたけれども、これを統合いたしまして、総務地域福祉係というふうに1つにいたしまして、係長に松田千鶴が就任いたしております。それから常務理事の後任といたしましては、私が常務理事を兼務して就任することになりましたので、ご報告させていただきます。

それから2点目でございます。これももうすでに委員の皆様方もご存知かと思いますが、災害ボランティアバスの関係でございます。

社協だよりの5月号、あるいは広報いかるがお知らせ版の5月号で募集をいたしておりますけれども、8月6日（月）から8月9日（木）までの3泊4日、現地2日間活動ということで、昨年に引き続いて、岩手県の大槌町に災害ボランティアバスを運行いたしまして、現地での支援といたしまして生活水路の泥かき、あるいは海岸のごみ拾い等の活動を行いたいというふうに考えております。5月15日から先着20名ということで募集をいたしておりますが、昨日現在で、13名の方がご応募いただいているという状況でございます。以上、社会福祉協議会の関係から2点ご報告させていただきます。以上でございます。

委員長

今の報告について、何か質疑はございませんか。

（ な し ）

委員長

すいません、私のほうから1点。社協のボランティアバスの参加の募集方法についてなんですけれども、斑鳩町は平日に説明会を行い、平日だけに行かれるんですけれども、県のほうはですね、説明は土曜日の夜、そして行くのは土日ははさんで行かれて、月曜日の朝7時前ぐらいに奈良県に帰ってくるというふうにされてますので、そういう方法でされると、また、

もう少し働いている方も参加しやすいのかなと思います。まあ13名のうち11名が新規の、昨年行かれてない方が来られるそうですので、年齢層は確認しておりませんが、もう少し集まりやすくなるのではないかなというふうにも思いますので、要望ですけれども来年は土日をはさんでいただく方法も一度検討していただきたいというふうに要望しておきます。

以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より何かありましたらお受けいたします。 辻委員。

辻委員

ちょっと3点ほど。1点目は先、簡単ですから、夏の3事業だけ、事前にまたできたら早い時期に日程調整していただくように、できたらどの方面ということも、またできたら早く、これは要望で結構です。まだ決まてませんねやろ。

それともう1点、あと3月議会でね、補償、火葬場周辺対策補償事業ということで、いろいろとこう明細もいただきました中で、ちょっとその当時はあんまりぱっと見ただけで、あとでじっくり見させてもらったら、本来これ補償かなというような、こんなほんまに町道の整備やないかってというような、今例えば天満池のそこ、周辺の道路整備もされてます。これは本来の補償でいくのか、地元要望やから補償という取り合いをするのか、本来から、我々かて昔から路肩が悪くなって、早くしてほしいということで、言うてた経緯もありますけども、それもここに載っていると。さらに大きいところでは、本来、町道、われわれ通る道の舗装もここに入ってますし、あと大きな三井のこの、三井浄水場に行く手前の、一部細い、かなり入ったところ、拡幅のここも金額かなり出てますし、これが本来補償の工事で、合計で金額でなってますよって、これが本来、分別、分けるのがええのか、金額だけ、金額が頭先あがってきよって、こんだけ補償しているやないかというのが、地元の方の捉え方がどういうふうに、こんだけ、他の住民も一緒ですけども、金額だけ先走ってもうて、地元の味方はしませんけども、本来もうちょっと分けられへんのかなという気もしますけども、地元要望で出てたさかいに、当然あがってくるのが、と思いますけども。その辺の擦り合わせというのは、ちょっと、難しいのかなというのが、

今後どういうふうに仕分けするのか、私もちょっとわかりませんが、なんかこう金額だけひとり歩きしてもおて、えらい補償貰ってはるやないかという捉え方されますと、また地元の方がせっかく協力してもらっているのに、金額だけが、こんだけえらい地元に行つてあるねんというふうな、住民に与える影響あるやろし、その辺、こう、なんかええ考え方ないんかなというのが、担当課ではどのように考えてはるのか、ちょっと難しいかなというような気もしますけども。その辺の取り扱い方っていうのが、本来補償工事でもらったら、早くしてもらえるとというのが道筋かなというのが、予算のときには感じもありますけども、その辺の考え方というのが、難しいのかもわかりませんが、担当としてどう考えられるのかというのが、ちょっと難しいけど。難しいのかな。

委員長

池田副町長。

副町長

今、補償としてのくくりの位置づけ、今日まで、今、委員さんをご指摘ありましたように、補償の要望として上がってきた分については、その中でひっくるめてやってきました。ただ、その中には例えば三井の拡幅の道などがございます。これについては地元の方の道というよりも、やはり広く町民、またそれ以外に観光に来られる方の道路拡幅になって、これはあるなしにかかわらず、いつかはやっていかなあかん道でありますんで、これを、そしたら地元のための補償かといったら、そうじゃない部分もございます。また天満池の分もそうでございます。これについても当然傷んできたら、補償するのは当然町でしますんで、これは補償うんぬんの工事ではないと思います。あくまでも補償というのは例えば、県単事業がございます、県単事業で本来、地元施工ですけども県単事業ありますよと、ただし、その裏については、その地元の自治会なり水利組合のために役立つためと、その裏について補償すると、それが本来の姿であろうかと思ひます。それとか例えば、ある集落内の道について、これはもう水路がどうしてもないねと、用排水路がないから用排水路つけてくださいと、こうなつてきますけども、ちょっと今質問者がおっしゃいましたけども、それらもちょっと整理して、補償工事でもらった全部、工事はしてしますんで、平成9年か

10年からきてますんで、それ以外の分もございますけども、今後についてはそれらをもう一回整理しながら、整理しながら、そこへ、今後ね、やっていく時に、これは補償工事、補償工事じゃないということ、その整理は必要であろうと考えております。ただ、今までの分で、そしたら例えば、火葬場、焼却場はもう終わってますけども、あれ50何年からきましたけども、それ以外の分、その中にも入っておると思うんです、そういう分もあります、のは事実でありますので、やっぱり、本来は地域の人たちのためになるのが補償工事であって、広く住民いうかね、町、それ以外の人も使われるのはやはり補償工事ではないという位置づけではと言われたら、やはりそうではないと思いますんで、ちょっと整理させてください。

辻委員

ちょっと位置づけは難しいと思います、これ私もどういうふうに、もう以前のやつはもう絶対せえということは言ってますけども、ちょっとなんか、こう見てたら、この一覧表出してもらうさかいに思うだけであって、その辺もちょっと十分、我々も認識せなあかんし、今度の検討課題ということで、また考えてもらったら結構やと思います。

ちよっともう1点だけすいません。

3月の21日に、自治会連合会、私も責任ありますけども、今、禁煙のあれもありますけども、ポイ捨てるやつですけど、これも委員会としてある程度今後、ある程度の結論っていうのか、出さんなんというのは感じてますので、これはもう今の委員長、たいへんご迷惑かけますけども、その辺のまとめをまたよろしくお願ひしたいと思います。これは要望で結構です。要望にしたあかんねんな。これ委員会でせなあかんねんな。

(「委員長に要望か」と呼ぶ者あり)

辻委員

すんません。これもちょっと今後やっぱり、ちょっと皆、理事者も検討していただくということで、範囲もいろいろありますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

今の問題につきましては、委員会で一定の結論をなるべく出させていた

だくように努力してまいりたいと思います

他に、何かございませんか。 中西委員。

中西委員 今、辻委員のほうから補償の関係について、ちょっと質問していただきました。私もやっぱり、辻委員言われたように、道路の新設改良とか、市街化区域内の道路の整備、そういうのは補償の関係で要望があがってきた時に、それはやっぱり市街化の区域の道路の整備ということで、町のほうで受けていただいて、補償のほうにカウントしないような方法を考えていただきたいと思います。それと、この3月議会、予算決算委員会の中で、火葬場の補償について補償額が高いということで、委員さんのほうから指摘もありました。これについてちょっと私も聞きたいんですけども、この質問された方の地域、ここで補償事業としてされておる事業があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 補償事業としてはございます。上水道課のほうで。

中西委員 その内容について、厚生委員会でもちょっと水道のほう、わかりにくいかと思いますが、副町長、部長されていたということで、どういう施設について補償されているのか、お伺いしたいと思います。

副町長 これにつきましては、井戸2つを、昭和53年に目安の井戸がございまして、これを町の上水道課のほうに移管を、使わせていただいております。

といたしますのは、昭和50年代前後からの開発によりまして、人口増加がございました。これに対応するために、やはり水量が不足するということができました。それともう1点、町の既存の2つの井戸がございまして、6号とか7号とあるんですけども、これがもう、その当時、新聞にも出たと思いますけど、塩分が高すぎて水道には使えないという事態になりましたんで、急きょ、水源地を確保する必要があるということで、目安の井戸

を使わさせていただきますよということで、目安の自治会に頼みに行かれて、使ってよろしいですよ。その時に、目安自治会と、総代さんと契約書は交わされているんですわ、53年に。その契約書の中に、地元がする一定の工事についての地元負担分については、例えば、さっき、県単事業とか、町単事業ありますわね、そのうちの裏について町上水道課で負担をしてくださいよという契約書がございます。その契約書に基づきまして、今現在も、補償金として毎年度水道課のほうから目安のほうへ支出をいたしております。

中西委員　　そうしたら53年からそういう形での補償をされていると。今もその補償は続いているということですね。

副町長　　53年の予算から執行されておまして、当時はいろいろこの道もやっ  
てくださとかございました。それは道は全部できましたんで、舗装も  
できましたんで、今はそういう関係でずっと毎年やっております。

委員長　　他に、何かありますか。　嶋田議長。

議 長　　3月末ごろには、理事者側には大変ご苦勞をかけたと思うんですけれど  
も、4月1日以降の鳩水園のですね、現状とこれからの展望について、ち  
よっとお話しいただけますか。

委員長　　栗本環境対策課長。

環境対策  
課長　　鳩水園の運転管理についてのご質問でありますけれども、平成24年は  
4月1日から、施工をいたしました浅野環境ソリューションと業務委託を  
しております。金額については1,974万円でございます。

今後の展望でありますけれども、3月定例会、最終日の全員協議会の際、  
副町長もお答えいたしましたように、次年度以降につきましては、包括管  
理業務の委託も視野に入れておまして、現在、先進例など調査をしてお  
るところで、9月か10月ごろにはその方針をまとめてまいりたいという

ふうに考えているところであります。

議長 わかりました。いろいろご苦勞をおかけして申し訳なかつたです。今後ともよろしくお願ひ申しあげます。

委員長 他に、何かありませんか。

( な し )

委員長 それでは、その他についてもこれをもって終わります。  
以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。  
それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けいたします。  
池田副町長。

( 副町長挨拶 )

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

( 午前10時48分 閉会 )